

研究報告

1948年～1951年の期間に国家公務員法第73条にもとづいて実施された  
レクリエーション活動の特徴に関する研究：  
人事院および厚生省のレクリエーションプログラムの分析を通して

岩佐 直樹<sup>1)</sup>・來田 享子<sup>2)</sup>

A study on characteristics of recreation activities based on Article of 73 of  
National Public Service Act in 1948-1951: Analysis of the recreation programs provided  
by National Personnel Authority and Ministry of health and welfare

Naoki IWASA, Kyoko RAITA

## 1. はじめに

本研究の目的は、1948年～1951年の期間に、国家公務員法（以下、「国公法」）第73条にもとづいて実施されたレクリエーション種目の特徴を明らかにすることである。

1947年に国公法が制定された。同法は、公務員制度を民主的且つ能率的に運営することを目的とした法律であった。同法第73条<sup>注1)</sup>には、人事委員会と関係省庁の長が、公務員の勤務能率の発揮及び増進のための5つの事項（第1項：教育訓練、第2項：保健、第3項：元気回復、第4項：安全保持、第5項：厚生）に関する計画を樹立し、実施することが定められた。本研究が射程とするレクリエーション活動は、このうち第3項の元気回復に該当する。また、同条には、人事委員会がレクリエーション活動の総合的企画立案と各省庁に対する調整・監視を担うことも定められた。

国公法は1948年に改正され、改正前には人事委員会であった組織は、人事院として設置されることになった。この改正にもとづき、人事院

内の能率局レクリエーション課が同法第73条にもとづくレクリエーション活動の実質的な担い手となった。改正から2年後の1950年2月、能率局は福祉関係担当官会議を設置した。この目的は、人事院能率局と各省庁が国公法第73条第2項～5項に関する内容の情報交換を行ったり、研究協議を行うことであった。さらに同年3月には、福祉関係担当官会議が主導し、国家公務員レクリエーション基本方針（以下、基本方針）が作成された。この基本方針が掲げた合計10の方針のうちの第2<sup>注2)</sup>には、国公法第73条にもとづくレクリエーション活動の計画を樹立し実施する義務を各省庁が負うことが明記された。したがって、この方針は国公法第73条が各省庁において実現されるための責任主体を明確にするものであったといえる。

人事院が所轄する国家公務員のレクリエーション活動に関する法的根拠を上述のようにふまえると、国公法第73条にもとづくレクリエーション活動は2つに区別して考える必要がある。第一は、人事院が直接的に企画立案するレクリエーション活動（以下、「人事院企画レク活動」）

<sup>1)</sup> 中京大学大学院体育学研究所

<sup>2)</sup> 中京大学スポーツ科学部

である。この活動は、主に国家公務員レクリエーション会議やレクリエーション共同事業が該当し、省庁に関わりなく全ての公務員を対象とするものである。第二は、各省庁が実施主体となり、それぞれに配属されている公務員を対象に行うレクリエーション活動（以下、「省庁レク活動」）である。省庁レク活動は、省庁が個別にレクリエーション活動の計画を立て実施することから、その具体的内容は一様ではなかったと考えられる。GHQ史料によれば、この省庁レク活動の企画立案から実施までの実務を担当したのは、省庁の部局課に配置された「レクリエーション担当官」であった（GHQ/SCAP Records, 1951）。

従来、人事院が関与した上記2種類に区別されるレクリエーション活動に関しては、人事院が発行した文献および日本レクリエーション協会（以下、「レク協」）が発行した文献（財団法人日本レクリエーション協会編, 1998；人事院編, 1968）にもとづき、検討されてきた。レク協による文献が人事院のレクリエーション活動を記録した背景には、1948年のレク協設立当初からの関係者であった柳田亭<sup>註3)</sup>が初代人事院能率局レクリエーション課長に就任したことがある（財団法人日本レクリエーション協会編, 1998, p.29）。

人事院およびレク協の文献には、人事院企画レク活動に位置づけることができる国家公務員レクリエーション会議等の参加者数や実施場所の概要が記録されている（財団法人日本レクリエーション協会編, 1998, p.29；人事院編, 1968, pp.303-306）。しかし、いずれの文献にも、人事院企画レク活動で実施されたレクリエーション種目は記録されておらず、さらには、省庁レク活動に関する記録は一切みられない。

このように、人事院設置時期に人事院や各省庁がレクリエーション活動として実施した具体的種目は示されていない一方で、人事院が直接的には関与しないところで実施されたレクリエーションの種目は、一定程度、明らかになっている。1946～1950年頃までの時期を検討対象とした先行研究は2種類に区別することができ

る。第一は、文部省の行政施策の観点から関連史料を検討した研究である。たとえば江橋による研究（江橋, 1971）は、これに該当する。第二は、レク協が保管する史料を用いた検討であり、藪田によるもの（藪田, 2007）や岩佐・來田によるもの（岩佐・來田, 2015）がある。

江橋（1971）と藪田（2007）のいずれもが指摘するのは、1947年に実施された第1回全国レクリエーション大会において、バドミントン、ソフトボール、ゴールハイ等が「新しいスポーツ」としてアメリカから紹介された（江橋, 1971, p.590；藪田, 2007, p.9）ことである。江橋（1971）は当時の文部省の行政施策の文脈上、この新しいスポーツの紹介は「より簡易な形で、より多くの人々に身体的運動の機会を提供」（江橋, 1971, p.591）したと評価する。この評価からすれば、江橋（1971）は「簡易で多くの人々が運動の機会を得る」点に、レクリエーション活動の新規性を見出していたといえる。

一方、レク協の史料を中心に検討を行った藪田（2007）は、少なくとも1946年～1950年頃の社会では、これら新しいスポーツよりもフォークダンスが流行したと指摘し、当時のレク協が実施したレクリエーション活動とは「総じて身体運動を楽しんで行う」（藪田, 2007, p.9、傍点筆者）ことであったと総括する。両者の解釈の違いが生じた背景には、「文部省は社会教育活動の一環としてレクリエーション活動を発展させることを意図し、レク協はレクリエーションそのものを発展させることを意図していた」（岩佐・來田, 2015, p.6）ことがあったと考えられる。

このような違いを孕みながらも、文部省とレク協は1949年と1950年にレクリエーション指導者養成講習会を共催している。この講習会に着目し、そこで実施されたレクリエーション種目を明らかにするとともに、講習会講師らの言説から当時のレクリエーションの概念を描こうとしたのが、岩佐・來田（2015）の研究である。この分析結果によれば、1949年～1950年頃の「レクリエーション」とは「労働時間外に、勝敗にとらわれず、身体運動の強度が強くない

ような活動を自ら実践すること」(岩佐・來田, 2015, p.10)であった。

以上のように本研究が検討対象とする期間のレクリエーション活動に関する研究を概観したが、これらの先行研究は、人事院が実施したレクリエーション活動にまったく言及していないか、実施の事実に言及してもその具体的内容を検討するには至っていない(藺田, 2007)。

そこで、本研究では、人事院の内部文書を史料として、国公法第73条にもとづくレクリエーション活動で実施された具体的内容(以下、「レクリエーション種目」)の特徴を明らかにする。本研究では、上述の国公法のレクリエーション活動の分類にもとづき、以下の3種類の活動に着目し、各活動に位置づくと考えられる事業で実施されたレクリエーション種目に焦点を当てる。

### (1)人事院企画レク活動

- ・第1回国家公務員レクリエーション会議
- ・第2回公務員レクリエーション会議  
(以下では、上記2つの会議をまとめて「公務員レクリエーション会議」とする)

### (2)省庁レク活動

- ・厚生省本省が1951年に実施予定であったレクリエーション活動

### (3)レクリエーション担当官を対象とした活動

- ・第1回各省各庁レクリエーション担当官専門研修
- ・第2回各省庁レクリエーション専門高次研修  
(以下では、上記2つの研修をまとめて「レクリエーション研修」とする)

対象とする期間は、人事院の設置された1948年から各省庁が基本方針にもとづいてレクリエーション計画を作成した1951年までとした。上記(1)～(3)における具体的な事業の概要および分析に用いる史料は、「2.研究方法」に示す。

本研究は、従来の研究が着目してこなかった人事院によるレクリエーション活動に焦点をあてる点に意義を有する。本研究により、国公法

第73条にもとづいて実施されたレクリエーション種目の特徴を解明することができれば、当時の人事院がどのような活動をレクリエーションとして想定していたかを具体的に把握することにつながると考えられる。

## 2. 研究方法

### (1)史料および分析対象とするレクリエーション活動

本研究では、上記の3種類の活動ごとに検討を行う。以下には本研究で用いる史料を示す。

#### 1) 人事院企画レク活動の検討に用いる史料

- ・第1回国家公務員レクリエーション会議プログラム  
(GHQ/SCAPBox.5726(2), 国立国会図書館憲政資料室所蔵)

- ・Second National Recreation congress of Government Employee  
(GHQ/SCAPBox.5726(2), 国立国会図書館憲政資料室所蔵)

#### 2) 省庁レク活動の検討に用いる史料

- ・厚生大臣官房人事課長発「昭和二十六年レクリエーション実施方針について」  
(厚生大臣官房丙第八六五号, 国立公文書館所蔵)

#### 3) レクリエーション担当官を対象とした活動の検討に用いる史料

- ・第一回各省各庁レクリエーション担当官専門研修週間報告(国立公文書館所蔵)
- ・第2回各省庁レクリエーション専門高次研修報告書  
(GHQ/SCAPBox.5726(2), 国立国会図書館憲政資料室所蔵)

上記の史料には、各事業で実施されたレクリエーション種目が記載されていたため、これを抜き出して表1-1～表1-3を作成した。これらの表に示されたレクリエーション種目が本研究の分析対象である。また、表2には、分析対象のレクリエーション種目が実施された事業の概要を示す。

表1-1 公務員レクリエーション会議で実施されたレクリエーション種目

種目数	第1回国家公務員レクリエーション会議
1	スクエア・ダンス
2	映画 (タイトル:「休暇のスポーツ」 「スクエア・ダンスを踊ろう」等)
種目数	第2回公務員レクリエーション会議
3	映画 (タイトル:「Sport reels」)
4	スタンツ
5	フォークダンス
6	バレエ
7	リードアップゲーム
8	ゲーム
9	日本舞踊
10	合唱
11	演劇
12	ブラスバンド
13	落語
14	滑り台 (slide)
15	華道 (史料に exhibition と記載)
16	俳句 (史料に exhibition と記載)
17	絵画 (史料に exhibition と記載)
18	書道 (史料に exhibition と記載)
19	写真 (史料に exhibition と記載)
20	演劇 (史料に exhibition と記載)
21	クラフト (史料に exhibition と記載)

表1-2 厚生省本省が実施予定であったレクリエーション種目

種目数	厚生省本省のレクリエーション活動
1	海の家、山の家
2	運動会
3	野球
4	バレー
5	テニス
6	卓球
7	ニュース・文化映画会
8	レコードコンサート
9	映画会
10	生花 (展示会)
11	茶道 (展示会)
12	碁・将棋
13	釣
14	ハイキング
15	キャンプ
16	登山

表1-3 レクリエーション研修会で実施されたレクリエーション種目

種目数	第1回各省各庁レクリエーション担当官専門研修
1	キャンプ
2	音楽解説
3	卓球
4	庭球
5	地図の見方
6	ワンアウトベースボール
7	バドミントン
—	<del>卓球</del>
8	ホースシューズ
—	<del>ワンアウトベースボール</del>
9	レクリエーション・ゲーム
10	ハイキング
種目数	第2回各省庁レクリエーション専門高次研修
11	レクリエーション・スポーツ
12	スクエアダンス
—	<del>スクエアダンス</del>
—	<del>レクリエーション・スポーツ</del>
—	<del>レクリエーション・スポーツ</del>
—	<del>スクエアダンス</del>
13	レクリエーション・ゲーム
14	水泳
—	<del>スクエアダンス</del>
—	<del>レクリエーション・ゲーム</del>
—	<del>水泳</del>
15	キャンプ
16	ハイキング
—	<del>水泳</del>
17	新しいスクエアダンス
—	<del>水泳</del>
18	スポーツとゲーム

本研究では、重複するレクリエーション種目を分析対象から除いた。

表2 本研究が対象とする3種類の活動に位置付くと考えられる事業の概要

公務員レクリエーション会議	<p>(1) 実施期間 ・第1回国家公務員レクリエーション会議：1950年11月8日～11月10日 ・第2回公務員レクリエーション会議：1951年11月29日～12月1日</p> <p>(2) 事業の目的 人事院が、「レクリエーションに関する施策及び方針を（国家公務員に）統一して伝えるとともに各省庁との間に資料及び意見の交換を行って人事院の今後の施策に役立てること（括弧内は筆者注）」（第1回国家公務員レクリエーション会議プログラム，GHQ/SCAP資料，国立国家図書館憲政資料室所蔵）</p> <p>(3) 事業参加者数 ・第1回参加者 国家公務員272名、地方公務員49名 ・第2回参加者 約300名</p>
レクリエーション活動 厚生省本省の	<p>(1) 実施期間 1951年4月1日～1952年3月31日</p> <p>(2) 事業の目的 「レクリエーションは職員の志気を昂め、心身の健康を増進し以って能率の維持増進を図ることを目的とする」（厚生大臣官房人事課長発「昭和二十六年度レクリエーション実施方針について」厚生大臣官房丙第八六五号，国立公文書館所蔵）</p> <p>(3) 事業参加者数 不明</p>
レクリエーション研修	<p>(1) 実施期間 ・第1回各省各庁レクリエーション担当官専門研修：1948年8月29日～9月10日 ・第2回各省庁レクリエーション専門高次研修：1950年7月3日～7月12日</p> <p>(2) 事業の目的 「レクリエーションが、国家公務員法にうたわれた趣旨を完全に実現するためには、結局レクリエーション担当官が、レクリエーション（ママ）に関する基礎知識を身につけ、十分な理解と管理能力を持つ必要があるという見地から、各省庁のレクリエーション実務担当官が実際にレクリエーション計画を樹立する上に必要な最低資格要件を与える目的で行つたものである」（第2回公務員レクリエーション会議にちなんで、人事院月報2（11），p.12，1951）</p> <p>(3) 事業参加者数 ・第1回参加者 不明 ・第2回参加者 167名</p>

## (2) 分析のためのレクリエーション種目の分類方法

本研究では、表1-1～表1-3のレクリエーション種目が、当時、人事院が把握していたレクリエーション活動の全体像にどのように位置づかかを明らかにすることによって、その特徴を浮き彫りにする。ここでいう「人事院が把握していたレクリエーション活動の全体像」は、農林省食糧庁による「レクリエーション活動に関する希望調査表」に手がかりを求めた。

本研究が対象とした時期、農林省食糧庁および電気通信省大臣官房人事部厚生課は、「レクリエーション活動に関する希望調査」を実施した<sup>注4)</sup>。これらの調査表は人事院事務総局能率

局レクリエーション課が編集した『レクリエーション(理論編)』（人事院事務総局能率局レクリエーション課，1952）で確認することができる。2つの組織による調査表を比較したところ<sup>注5)</sup>、農林省食糧庁によるもののほうが、多くのレクリエーション種目を射程に入れ、細分化した表を用いていた（表3）。人事院の内部史料には、これ以上のレクリエーション活動を網羅し、分類した一覧はみられなかった。そこで、本研究では、この分類およびレクリエーション種目を当時の人事院が把握していたレクリエーション活動の全体像と考えることとした。

したがって、本研究では、農林省食糧庁の調査表に用いられた分類にもとづきレクリエー

シヨンの種目を「自ら行うもの」、「自ら行わないもの（鑑賞）」に大別する。さらに、同調査表の分類にはおさまらない活動があることを踏まえ、「その他」を加えた。また同調査表と同様、「自ら行うもの」を〈1.スポーツ競技の類〉、〈2.娯楽的遊戯〉、〈3.野外活動〉、〈4.社会的活

動〉、〈5.音楽（和洋）〉、〈6.芸能〉、〈7.創造・創作的なもの〉、〈8.手芸一般〉、〈9.蒐集〉の9種類に区別する。それぞれに該当する具体的な活動は表3を参照することとした。

本文を読みやすくするため、上述の大別した3つの区分は【 】で記し、このうちの【自ら行

表3 農林省食糧庁の調査表に示されたレクリエーション活動の区分と種目

A 自ら行うもの

1. スポーツ競技の類

野球（硬）	野球（軟）	ソフトボール	野球類似 (ワン・アウト ベースボール)	庭球（硬）
庭球（軟）	卓球	バレーボール	バドミントン	サッカー
ラグビー	アメリカン・フットボール	フィールド ホッケー	アイス ホッケー	ハンドボール
バスケット ボール	ゴールハイ	エンドボール	センター ボール	漕艇
水泳 (クロール、 バック、 ブレスト)	水泳 (遠泳、 日本泳)	水泳 (飛込、ボロ)	陸上 (トラック、 マラソン)	陸上 (フィールド)
柔道	剣道	すもう	フェンシング	レスリング
ボクシング	唐手	体操 (デンマーク)	体操 (器械)	ローラー スケート
乗馬	自転車	スキー	スケート	縄とび
羽根つき	ヨット	スカール	ゴルフ	ペビーゴルフ

2. 娯楽的遊戯

カダメシ (腕すもう)	鬼ゴッコ類	協力的 団体遊戯	囲碁	将棋・チェス
玉突	麻雀	トランプ、 花札、 カルタ類	スクエア ダンス	フォーク ダンス
律動的遊戯	日本舞踊	西洋舞踊		

3. 野外運動

低山趣味登山	高山趣味登山	ロープ クライミング	ハイキング	ピクニック
名所めぐり	狩猟	釣	集印旅行	自然探求
キャンプ				

4. 社会的活動

漫談会	ゴシップ会	座談会	招待訪問	お祝い
社交ダンス	キャバレー	パーティー		

5. 音楽（和洋）

清元	常磐津	長唄	儀太夫	小唄
端唄	謡曲	お能	浪花節	楽器、ピアノ
オルガン	ヴァイオリン	アコーディオン	ハーモニカ	マンドリン
ギター	トランペット	コルネット	サクソホン	軽音楽
独唱	合唱	斉唱	交響楽	クラリネット
三題歌	尺八	木琴		

6. 芸能

新劇	旧劇	軽演劇	寸劇	スタンツ
オペラ	芸術的演劇	歴史的演劇	ピオニール	人形芝居
あやつり人形	紙芝居	ステージ舞踊 (和洋)	物真似	声色声帯模写
講談	落語	漫談	無言劇	物語

7. 創造・創作的なもの

小説	劇作	作文	作詩	俳句俳諧
川柳	和歌	散文	紀行	

8. 手芸一般

絵画	手工芸	園芸	棚作り	木工
木版	金工	わら細工	紙細工	粘土細工
彫刻	刺しゅう	あみもの	家庭菜園	活け花
茶の湯	玩具製作	裁縫		

9. 蒐集

サイン集め	印集	切手収集	植物収集	鉱物収集
パイプ収集	ネクタイ収集	服飾品収集	ペーパー (マッチ)	ペーパー (ラベル)
プロマイド				

B 自ら行わないもの…鑑賞

映画 邦画	スポーツ	音楽 合唱	演劇 軽演劇	ステージ舞踊
〃 洋画	音楽 声学	〃 交響楽	〃 新劇	芸術作品
文化映画	〃 器楽	〃 軽音楽	〃 旧劇	放送 廿の扉
ニュース映画	〃 独唱	〃 流行歌	〃 少女歌	〃 話の泉
書道	こつとう	絵画	〃 オペラ	〃 とんち教室

うもの】を細分化した9種類の活動は〈 〉で記す。本文で表3の具体的な活動例に言及する場合は、“ ”をつけてそれらの活動を示すこととした。

**(3)分析方法**

上記の3区分および9種類の区別のうち、分析対象とするレクリエーション種目がどこにあてはまるかをわかりやすく表示するため、表4のような分析表を作成し、あてはまる箇所に「○」を付した。「1.はじめに(1)～(3)」で示した3つの活動において、それぞれ表4の「○」がどのように分布するかが、各活動において取り扱われたレクリエーション種目の特徴を示すことになる。

表4 人事院が把握したレクリエーション活動の分類内容を簡略した分析表

A									B	C
1	2	3	4	5	6	7	8	9		

[表の説明]

- A……………【自ら行うもの】
- 1～9………【自ら行うもの】の9つの活動内容の前に付された番号  
(例えば〈1.スポーツ競技の類〉は1となる)
- B……………【自ら行わないもの(鑑賞)】
- C……………【その他】

**3. 結果**

**(1)公務員レクリエーション会議で実施されたレクリエーション種目**

図1-1には、公務員レクリエーション会議で実施されたレクリエーション種目の分析結果を示した。

図1-1より、公務員レクリエーション会議で実施されたレクリエーション種目は、【自ら行うもの】に9種目、【自ら行わないもの(鑑賞)】に9種目、【その他】に3種目がそれぞれ該当した。このうち【自ら行うもの】については、〈2.娯

乐的遊戯〉、〈5.音楽(和洋)〉、〈6.芸能〉にあてはまるものが実施されていた。このうち〈2.娯乐的遊戯〉にあてはまる具体的な活動は、“スクエア・ダンス”、“フォークダンス”、“バレエ”、“日本舞踊”であった。また〈5.音楽(和洋)〉にあてはまる具体的な活動は、“合唱”と“ブラスバンド”、〈6.芸能〉の具体的な活動は“スタンツ”、“演劇”、“落語”であった。

【自ら行わないもの(鑑賞)】については、“映画鑑賞”にあてはまる活動が2種目あった。また、表3の人事院によるレクリエーション種目には含まれていない種目として、華道や俳句、絵画等の展示会の7種目が存在した。これらは表3に示された種類との類似性から【自ら行わないもの(鑑賞)】に含めた。リードアップゲーム等の3種目は、表3に含まれておらず、表3の他の種目との類似性がないと考えられたため、【その他】とした。

**(2)厚生省本省で実施予定であったレクリエーション種目**

図1-2には、厚生省本省が1951年に実施する予定であったレクリエーション種目の分析結果を示した。

ここでの活動は、【自ら行うもの】に9種、【自ら行わないもの(鑑賞)】に5種、【その他】に2種がそれぞれ該当すると考えられた。このうち【自ら行うもの】については、〈1.スポーツ競技の類〉、〈2.娯乐的遊戯〉、〈3.野外活動〉にあてはまるものが実施されていた。〈1.スポーツ競技の類〉にあてはまる具体的な活動は、“野球”、“バレー”、“テニス”、“卓球”、〈2.娯乐的遊戯〉にあてはまる具体的な活動は“碁・将棋”であった。また、〈3.野外活動〉にあてはまる具体的な活動としては、“釣”や“ハイキング”、“キャンプ”、“登山”が実施されていた。

【自ら行わないもの(鑑賞)】については、“映画鑑賞”及び“音楽鑑賞”にあてはまる活動が3種目あった。また、表3の人事院によるレクリエーション種目に含まれていない種目として、生花および茶道の展示会の2種目が存在した。これらは表3に示された種目との類似性か

第1回国家公務員 レクリエーション会議		A									B	C	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9			
スクエア・ダンス			○										
映画 (タイトル:「休暇のスポーツ」 「スクエア・ダンスを踊ろう」等)											○		
小計		0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2

  

第2回公務員 レクリエーション会議		A									B	C	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9			
映画 (タイトル: "Sport reels")											○		
スタント							○						
フォークダンス			○										
バレエ			○										
リードアップゲーム												○	
ゲーム												○	
日本舞踊			○										
合唱						○							
演劇							○						
ブラスバンド						○							
落語							○						
滑り台 (slide)												○	
華道 (史料に exhibition と記載)											○		
俳句 (史料に exhibition と記載)											○		
絵画 (史料に exhibition と記載)											○		
書道 (史料に exhibition と記載)											○		
写真 (史料に exhibition と記載)											○		
演劇 (史料に exhibition と記載)											○		
クラフト (史料に exhibition と記載)											○		
小計		0	3	0	0	2	3	0	0	0	8	3	19
合計		0	4	0	0	2	3	0	0	0	9	3	21
		9									9	3	
		スポーツ競技の類	娯乐的遊戯	野外運動	社交的活動	音楽(和洋)	芸能	創造・創作的なもの	手芸一般	蒐集	自ら行わないもの(鑑賞)	その他	

図1-1 公務員レクリエーション会議で実施されたレクリエーション種目



厚生省本省の レクリエーション活動	A									B	C	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
海の家、山の家											○	
運動会											○	
野球	○											
バレー	○											
テニス	○											
卓球	○											
ニュース・文化映画会										○		
レコードコンサート										○		
映画会										○		
生花（展示会）										○		
茶道（展示会）										○		
碁・将棋		○										
釣			○									
ハイキング			○									
キャンプ			○									
登山			○									
合計	4	1	4	0	0	0	0	0	0	5	2	16
	9									5	2	16
	スポーツ競技の類	娯楽的遊戯	野外活動	社交的活動	音楽（和洋）	芸能	創造・創作的なもの	手芸一般	蒐集	自ら行わないもの（鑑賞）	その他	

図1-2 厚生省本省で実施予定のレクリエーション種目

ら、【自ら行わないもの（鑑賞）】に含めた。運動会および海の家・山をの家の2種目は、表3には含まれておらず、表3の他の種目との類似性がないと考えられたため、【その他】とした。

**(3)レクリエーション研修で実施されたレクリエーション種目**

図1-3には、レクリエーション研修で実施されたレクリエーション種目の分析結果を示した。

ここでの活動は、【自ら行うもの】に12種、

【その他】に6種が該当し、【自ら行わないもの（鑑賞）】に該当するものはなかった。このうち【自ら行うもの】については、〈1.スポーツ競技の類〉、〈2.娯楽的遊戯〉、〈3.野外活動〉にあてはまるものが実施されていた。〈1.スポーツ競技の類〉にあてはまる具体的な活動は、“卓球”、“庭球”、“ホースシューズ”、“ワンアウトベースボール”、“水泳”であった。また、〈2.娯楽的遊戯〉にあてはまる具体的な活動は、“スクエアダンス”と“新しいスクエアダンス”、〈3.野外活動〉では、“キャンプ”、“ハイキング”が実施さ

第1回各省各庁レクリエーション 担当官専門研修	A									B	C	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
キャンプ			○									
音楽解読											○	
卓球	○											
庭球	○											
地図の見方											○	
ワンアウトベースボール	○											
バドミントン	○											
<del>卓球</del>												
ホースシューズ	○											
<del>ワンアウトベースボール</del>												
レクリエーション・ゲーム											○	
ハイキング			○									
小計	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	10

  

第2回各省庁レクリエーション 専門高次研修	A									B	C	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
レクリエーション・スポーツ												○
スクエアダンス		○										
<del>スクエアダンス</del>												
<del>レクリエーション・スポーツ</del>												
<del>レクリエーション・スポーツ</del>												
<del>スクエアダンス</del>												
レクリエーション・ゲーム												○
水泳	○											
<del>スクエアダンス</del>												
<del>レクリエーション・ゲーム</del>												
<del>水泳</del>												
キャンプ			○									
ハイキング			○									
<del>水泳</del>												
新しいスクエアダンス		○										
<del>水泳</del>												
スポーツとゲーム												○
小計	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	3	8
合計	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0	6	18
12											0	6
スポーツ競技の類	娯乐的遊戯	野外運動	社交的活動	音楽(和洋)	芸能	創造・創作的なもの	手芸一般	蒐集	自ら行わないもの(鑑賞)	その他		

図1-3 レクリエーション研修で実施されたレクリエーション種目

表5 本研究の結果のまとめ (全体)

分類内容		公務員レクリエーション会議 (単位:種目)	厚生省 (単位:種目)	レクリエーション 研修 (単位:種目)	小計 (単位:種目)	合計 (単位:種目)
【自ら行うもの】	1. スポーツ競技の類	0	4	6	10	30
	2. 娯楽的遊戯	4	1	2	7	
	3. 野外活動	0	4	4	8	
	4. 社交的活動	0	0	0	0	
	5. 音楽 (和洋)	2	0	0	2	
	6. 芸能	3	0	0	3	
	7. 創造・創作的なもの	0	0	0	0	
	8. 手芸一般	0	0	0	0	
	9. 蒐集	0	0	0	0	
【自ら行わないもの (鑑賞)】		9	5	0	14	
【その他】		3	2	6	11	
合計		21	16	18	55	

れていた。

地図の見方や音楽読解、レクリエーション・ゲーム等の6種目については、表3には含まれておらず、表3の他の種目との類似性がないと考えられたため、【その他】とした。

#### 4. まとめと考察

本研究の目的は、人事院の内部文書を史料とし、1948年～1951年の期間に国公法第73条にもとづいて実施された事業におけるレクリエーション種目の特徴を明らかにすることであった。分析結果の全体を表5にまとめた。この表により、人事院が当時把握していたレクリエーション活動全体の分類枠組みからみれば、実際の事業の中ではどのような種目が行われていたのかを一覧することができる。以下では、表5から読み取ることができる内容を述べる。

分析を行ったレクリエーション種目は、【自ら行うもの】に30種目、【自ら行わないもの(鑑賞)】に14種目、【その他】に11種目が該当した。このうち、【自ら行うもの】の30種目については、〈1.スポーツ競技の類〉に10種目、〈2.娯楽的遊戯〉に7種目、〈3.野外活動〉に8種目、〈5.音楽(和洋)〉に2種目、〈6.芸能〉に3種目

にそれぞれ該当するものが実施されていた。これら30種目にあてはまる具体的な活動としては、“野球”や“バレー”等の球技系のスポーツ種目、“ハイキング”や“登山”等の野外活動、“スクエアダンス”や“舞踊”等などの踊りに関わる種目が含まれていた。したがって、国公法第73条にもとづき、人事院が何らかのかたちで関与した事業において実施されたレクリエーション種目は、参加者が身体運動を行うものが中心であり、音楽や芸能に含まれる活動は多くはなかったとみることができる。

自分自身が活動主体とならないような「鑑賞」として分類されたレクリエーション活動は、14種目であり、上記の自ら活動主体となるものと比べると半数以下に留まっていた。また、この分類に含まれるもののうち、華道・茶道の展示会等の9種目は、本研究の表3に示した人事院がリスト化していたレクリエーション種目には含まれていなかった。したがって、事業において実施するレクリエーション種目は、リストから厳密に選択されたわけではなく、類似した活動から柔軟に選択されていたといえる。

同様に、本研究の分析において【その他】に分類されることになった活動(11種目)は、人事院がレクリエーション種目としてリスト化はし

ていないものであった。ただし、ここに含まれた活動のさらなる詳細を示す史料にもとづき、分類を見直す必要性は残された。

以上の結果より、国公法第73条にもとづいて実施されたレクリエーション種目は、戦前から日本人に親しまれていたスポーツや身体活動の一部を中心に構成されていたといえる。

本研究の結果に示されたとおり、人事院がレクリエーション種目として把握し、リスト化した種目(表3)と、実際に事業内で実施された種目(表5)には、かなりの乖離があった。特に、表3に示されたレクリエーション種目のうち〈4. 社交的活動〉、〈7. 創造・創作的なもの〉〈8. 手芸一般〉〈9. 蒐集〉は、人事院が関与する事業における実施が確認できなかった。この理由を検討することは今後の課題としたい。また、事業内で取り扱われた種目が既存のスポーツや身体活動に重きを置いていた点は、1951年以降の人事院によるレクリエーション政策に影響を与えた可能性があるため、この視点からの政策に関する検討についても、課題としていきたい。

本研究は2015年度中京大学体育研究所の共同研究費を得て行われた。

## 注釈

- 1) 国家公務員法第73条は次の通りである。  
人事委員会(=人事院)及び関係廳の長は、職員の勤務能率の發揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。一 職員の教育訓練に関する事項 二 職員の保健に関する事項 三 職員の元氣回復に関する事項 四 職員の安全保持に関する事項 五 職員の厚生に関する事項  
前項の計画の樹立及び実施に関し、人事院は、その総合的企画並びに関係各廳に対する調整及び監視にあたる。(括弧内筆者)  
(人事院, 1969, p.223)
- 2) 基本方針2は以下の通りである。  
国家公務員第73條の規定により人事院及び関係庁の長は職員の元氣回復について計画

を樹立し、これが実施に努めなければならないとされている。この観点から国の各機關はレクリエーション計画の樹立及び実施につき職員に対し義務を負うものである。(人事院総務課編, 1950, p.25)

- 3) 柳田(1951)によれば、彼の略歴は次の通りである。1922年東京Y・M・C・A体育主事、1929年スプリング・フィールド大学体育科学専攻、1948年人事院能率局レクリエーション課長就任、日本レクリエーション協会常務理事、文部省少年分科審議会委員
- 4) レクリエーション活動に関する希望調査表を用いた調査の目的は、農林省および電気通信省が実施するレクリエーション活動の目的が、実施方法に合致しているのかを検証することであった(人事院事務総局能率局レクリエーション課, 1952, p.36)。
- 5) 農林省食糧庁の調査表を用いた調査は、同庁が1950年に同庁職員に対して実施した。調査の目的は、同庁の職員が好むレクリエーション種目や職員が1年間に実施したレクリエーション活動の時間数を調査することであった。この調査のために、農林省食糧庁はレクリエーション活動を10区分188種に分類した。他方、電気通信省大臣官房人事部厚生課ではレクリエーション種目を3区分59種類に分類した(人事院事務総局能率局レクリエーション課, 1952, p.54)。

## 文献表

- ・江橋慎四郎(1971)社会体育の進展. 碓井正久編, 社会教育. 東京大学出版会, pp.579-608
- ・GHQ/SCAP Records BOX no.5726 Folder number (2) Recreation (National Personnel Authority)
- ・第一回各省各庁レクリエーション担当官専門研修週間報告(国立公文書館所蔵)
- ・第1回国家公務員レクリエーション会議プログラム(GHQ/SCAPBox.5726(2), 国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- ・第2回各省庁レクリエーション専門高次研修報告書(GHQ/SCAPBox.5726(2), 国立国会図

- 書館憲政資料室所蔵)
- ・岩佐直樹、來田享子（2015）日本レクリエーション協会設立時期（1948年から1950年頃）のレクリエーション概念に関する検討，中京大学体育研究所紀要，29：1-14
  - ・人事院編（1968）人事行政二十年の歩み，大蔵省印刷局
  - ・人事院編（1969）国家公務員法沿革史資料編Ⅰ，人事院，pp.211-231
  - ・人事院事務総局能率局レクリエーション課（1952）レクリエーション（理論編），印刷庁
  - ・人事院総務課編（1950）国家公務員レクリエーション実施方針について，人事院月報1（2），pp.25-26
  - ・厚生大臣官房人事課長発「昭和二十六年レクリエーション実施方針について」(厚生大臣官房丙第八六五号，国立公文書館所蔵)
  - ・Second National Recreation congress of Government Employee (GHQ/SCAPBox.5726(2)，国立国会図書館憲政資料室所蔵)
  - ・藺田碩哉（2007）日本レクリエーション運動史研究—時代相と運動の理念との相互関係を中心に—，日本体育大学博士学位論文：9-13
  - ・柳田亨（1951）社会体育，世界書院
  - ・財団法人日本レクリエーション協会編（1998）レクリエーション運動の五十年，財団法人日本レクリエーション協会

